

# 令和6年度 学校運営方針

1 校訓 「よく見 よく聴き よく話し よく考え 行動しよう」

## 2 目指す学校像

(1) 聴覚障がい教育の専門性を発揮することのできる学校

- ・障がいの状態や発達の段階、特性等の実態に応じたきめ細かな指導の充実
- ・自立活動の指導の充実  
(聴覚活用、補聴器管理、発音・発語、書記言語、コミュニケーション等)
- ・言語力、学力の向上を図る指導の充実

(2) 障がいの重度・重複化、多様化に応じることのできる学校

- ・知的障がいや肢体不自由等を併せ有する幼児児童生徒への指導の充実
- ・一般学級に在籍する発達障がい等を伴う幼児児童生徒への指導の充実

(3) 特別支援教育のセンター的機能を発揮することのできる学校

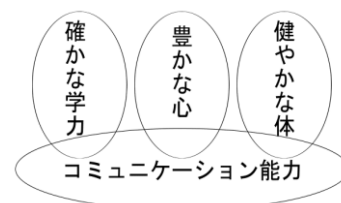
- ・自立活動及び教育相談等の専門性のある教員の育成と校内体制の整備
- ・各障がい別の専門性を補完する学校間及び関係機関とのネットワークの充実

## 3 学校教育目標

聴覚に障がいのある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じ、幼稚部から小学部、中学部までの一貫した適切な指導や必要な支援を行うことにより、自立し社会参加できる力を着実に育成する。

4 本年度のスローガン 「チャレンジ (Challenge) ・ コミュニケーション (Communication) ・ チャンス(Chance)」

5 目指す子どもの姿 「主体的に学び、行動する子」  
「自分の考えを表現する子」  
「他者を思いやり、自分を大切にする子」



## 6 重点目標及び方策

(1) 学力・言語力の向上 【目標】自分の考えをもち、言葉で表現する

- ① 学校生活全般において「確実に伝え合い、分かり合うこと」を前提とした学習や活動を実践する。
- ② 基礎・基本に重点を置いた指導内容を精選する。
- ③ 学校生活全般における豊かなコミュニケーションと、授業における言語活動の充実を図る。(言語力・書記日本語の育成)
- ④ 幼稚部から中学部までの系統的で一貫した教育を推進する。

《授業では》

- ・体験的活動、問題解決的な活動を取り入れる。
- ・発問やアウトプットを重視する。
- ・幼児児童生徒の実態や聞こえ方に配慮した教材やICTを効果的に活用することにより、「分かる」「できる」経験を積ませる。
- ・各教科・領域や幼児児童生徒の日常生活と、自立活動の指導の関連をもたせる。
- ・縦(学年・学部)、横(教科・領域)の指導内容・方法のつながりを踏まえる。

(2) 豊かな心の育成 【目標】自分から進んであいさつをする

- ① 自分に自信をもち、人を大切にする心を育てる関わりや活動を推進する。
- ② 社会で必要とされる基本的なルールやマナーの指導、社会の出来事に関心をもたせる指導を工夫する。
- ③ 自主性・責任感を育てる係活動、委員会活動、生徒会活動を推進する。

(3) 体力の向上 【目標】楽しく食べて楽しく運動する

- ① 健康で規則正しい生活習慣の確立につながる規律ある学校生活を推進する。
- ② 給食指導を核とした食育の充実を図る。
- ③ 正しい姿勢としなやかでたくましい体を作るため、発達段階や体力に応じて計画的・継続的に運動できる取組を推進する。

## 7 指導・支援の基本

- (1) 目標に向かって取り組ませ、できているところ・努力しているところを認める。
- (2) 一人一人のよい点や可能性、進捗状況、障がいの特性に応じた指導を工夫する。
- (3) 幼児児童生徒の聴覚障がいの状態等に応じて、音声、文字、手話、指文字等を適切に活用する。
- (4) 幼児児童生徒の実態・指導方法について共通理解を図り、組織で支援する。

## 8 教育活動を支える指導体制

(1) 指導体制の充実、家庭・地域との連携・協同

- ① 学部間の連携を強化し、組織的な対応を図る。
- ② 積極的生徒指導による学級・学部経営を推進する。
- ③ 地域の保育園・小学校・中学校との交流及び共同学習、居住地校交流を推進する。
- ④ 地域や医療・福祉・行政等との連携を図る。
- ⑤ スクールカウンセラー等の外部専門家の活用を推進し、指導の改善に活用する。
- ⑥ 家庭・保護者との情報交換を密にし、連携を深める。
- ⑦ 教員の専門性向上のため、主題研究や校内研修等の研修の充実を図る。

(2) 安全・安心を守る

- ① 危機管理マニュアルの全職員への周知徹底を図り、安全教育を推進する。
- ② いじめ防止基本方針に則り、いじめの早期発見・早期対応に取り組むとともに、幼児児童生徒一人一人の人権を尊重した関わりを推進する。
- ③ 日常的な安全点検と環境美化・整備に努める。

(3) 開かれた学校づくり

- ① 学校ホームページ、SNS、学校便り等により、積極的な情報発信を行う。
- ② 乳幼児教育相談の充実を図り、乳幼児期からの手話等による親子のコミュニケーション関係構築への支援を行う。
- ③ 福岡県福祉労働部障がい福祉課との連携により、保護者手話学習会や講演会等を実施し、聴覚障がい及び手話等の理解・啓発に努める。
- ④ 小学校等に在籍する聴覚に障がいのある児童等に対する教育相談や出前授業等を実施し、センター的機能の充実に努める。
- ⑤ 学校自己評価や学校関係者評価等を活用して教育活動の改善・充実を図る。